

# 住民票・戸籍・印鑑登録証明書・課税証明書交付申請書

兵庫県揖保郡太子町長 様

令和 年 月 日

※別世帯の方の住民票、本人以外の身分証明書、直系親族以外の方の戸籍証明を請求される場合は、委任状が必要です。  
 ※申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してください。

窓口に来られた方 (申請者)	氏名 Name	生年月日 Date of Birth	大・昭・平 令・西暦	年 月 日
	住所 Address	兵庫県揖保郡太子町 アパート名・部屋番号も記入		
	電話番号 Telephone Number	-	-	

必要な証明書欄に☑をつけてください。「☐申請者と同じ」に☑をつけたらその欄は記入不要です。

住民票	住所	☐申請者と同じ 太子町 アパート名・部屋番号も記入			
	氏名	生年月日	大・昭・平 令・西暦 年 月 日		
	必要な証明	☐住民票 世帯全員 (謄本)	通	記載項目	☐不要
		☐住民票 世帯の一部 (抄本)	通		☐本籍・筆頭者
		☐住民票除票	通		☐世帯主・続柄
		☐記載事項証明 (全員・一部)	通		☐外国人情報
☐年金現況証明		通	☐マイナンバー ※同じ世帯の方に限る		
☐その他 ( )	通	☐住民票コード ※同じ世帯の方に限る			

印鑑証明	本人	登録番号	必要枚数	通	※印鑑登録カードが必要です。
	本人以外	登録番号	必要枚数	通	※印鑑登録カードが必要です。
	住所	☐申請者と同じ 太子町 アパート名・部屋番号も記入			
	氏名	生年月日	大・昭・平 令・西暦 年 月 日		

戸籍の証明等	本籍	☐申請者の住所と同じ ☐兵庫県揖保郡太子町		筆頭者	☐申請者と同じ	
	対象者	☐申請者と同じ		対象者との続柄	☐本人 ☐配偶者 ☐子 ☐孫 ☐父母 ☐祖父母 ☐その他 ( )	
	必要な証明	☐戸籍謄本 (全部事項証明書)	通	証明の内容	※具体的な希望があれば記入	
		☐戸籍抄本 (個人事項証明書)	通		☐対象者の現在の戸籍	
		☐除籍・改製原戸籍 (謄本・抄本)	通		☐ ( ) の現在の戸籍	
		☐戸籍の附票 (全員・個人)	通		☐対象者の (出生・婚姻・ )	
		☐戸籍一部事項証明 必要な事項 ( )	通		から (婚姻・死亡・ ) まで	
		☐戸籍電子証明書提供用識別符号	通		☐ ( ) の (出生・婚姻・ )	
		☐除籍 (改製原戸籍) 電子証明書提供用識別符号	通		から (婚姻・死亡・ ) まで	
		☐身分証明書	通		☐ ( ) と ( ) の	
☐独身証明書 ※本人のみ (委任不可)	通	続柄が分かるもの				
☐受理証明書 ( 届)	通	☐その他 ( )				
☐届書等情報内容 (届書記載事項) 証明書 届出の年月日 ( 年 月 日)	通	※戸籍の附票の場合				
☐死体埋火葬許可証交付済証明書	通	☐本籍・筆頭者を記載				
☐その他 ( )	通	☐在外選挙登録地を記載				

課税証明	住所	☐申請者と同じ 太子町			
	氏名	他に必要方が いれば右に記入 してください。	氏名		
	年度	☐最新年度のもの	通	☐最新年度以外 ( 年度分)	通

証明書の 使用目的	
--------------	--

世帯	人	金額	円	交付	確認	備考
1点	免許・個人・住基・旅券・在留・特永・経歴・手帳・その他 ( )					
2点	保険・年金・介護・医療・学生・聞き取り/通帳・診察・キヤケル・その他 ( )					

## \* 戸籍請求に当たっての注意事項 \*

### 1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。  
 窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。（代理人の方は請求できません。）  
 請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

### 2. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。  
 広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

### 3. 対象者について

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。  
 記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

### 4. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。  
 記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

### 5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。  
 請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

### 6. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

### 7. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

### 8. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。  
 行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。  
 符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので、詳しくは手続先にお問合せください。

### 9. 届書等情報内容証明書について

届書等情報内容証明書は、利害関係の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。  
 市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

### 10. 請求の理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合  
 権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合  
 戸籍証明書等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。  
 また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合  
 戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

### 11. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

### 12. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求書の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

### 13. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。



（「令和6年2月26日法務省民一第501号民事局民事第一課長依命通知」による）

#### 窓口での「本人確認」について

戸籍・住民票の交付請求、戸籍の届出、住民異動届などの申請で窓口に来られた方の《本人確認書類》が必要になります。

戸籍・住民票などの証明書不正取得や虚偽の届出を防ぐためにご協力をお願いします。

#### ◎本人確認書類とは

1点でよいもの 	2点以上必要なもの 
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転免許証</li> <li>●マイナンバーカード（個人番号カード）</li> <li>●顔写真付き住民基本台帳カード</li> <li>●パスポート</li> <li>●在留カード</li> <li>●特別永住者証明書</li> <li>●運転経歴証明書（H24.4.1以降のもの）</li> <li>●身体障害者手帳・療育手帳</li> <li>その他官公署が発行した顔写真付の証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険証</li> <li>●介護保険被保険者証</li> <li>●各種医療受給者証</li> <li>●顔写真のない住民基本台帳カード</li> <li>●年金手帳</li> <li>●年金証書</li> <li>●学生証</li> <li>●社員証</li> <li>その他「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもの</li> </ul>